Question（DX投資促進税制）

No	質問	No	質問
1	DX投資促進税制の適用を受けるためには何をすればいいか。	14	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。
2	DX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けたいが、必要な手続は。	15	ソフトウェア・器具備品・機械装置以外の分類は本税制の対象設備になるか。
3	生産性の向上要件は、事業者全体での達成が必要か。	16	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置等）に該当するか。
4	新需要の開拓要件の「業種売上高伸び率」はどのように算定すればいいか。	17	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。
5	前向きな取組は全て満たす必要があるのか。	18	税制の対象にはソフトウエア構築等に要する人件費は含まれるのか。
6	店舗を複数拠点保有しており、DX投資を一部の拠点で完了済みである。残りの店舗における同様のDX投資は対象になるか。	19	設備の修繕は対象となるか。
7	「DX認定」を取得したい。	20	リースは対象となるか。
8	親会社がDX認定を取得していれば、申請者である子会社はDX認定を取得していなくても良いか。	21	どのような設備が対象外になるか。
9	会計クラウドサービスを導入するので、DX投資促進税制の適用を受けたい。	22	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。
10	税額控除５％の適用を受けたい。	23	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。
11	５％の適用の対象は個別の設備毎か。	24	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。
12	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	25	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。
13	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	26	課税の特例の対象となるソフトウェアとは、具体的にどういうことを言うのか。

Question（DX投資促進税制）

No	質問	No	質問
27	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	38	同一グループ企業内において、システム子会社が親会社や他の子会社の事業活動のために設備取得するが、システム子会社単体では生産性向上目標を達成できる見込みがない。この場合でも、システム子会社の設備投資を基にしたグループ企業の事業計画として申請し、税制適用を受けることは可能か。
28	投資額下限はあるか。どのように計算すればいいのか。	39	機能会社として、子会社がシステムを所有する形を取っているが、この場合、このシステムを利用して事業を実施する他の子会社等が本税制の適用を受ける余地はないのか。
29	共同で事業適応計画の申請を行う場合の下限値はどのように考えればいいのか。	40	一事業者が複数の事業計画を申請し、本税制の適用を受けることは可能か。
30	投資対象設備当たりの下限はあるか。	41	補助金との併用は可能か。
31	投資実績額が、下限値を下回った場合、罰則があるのか。	42	他の税制との重複適用は可能か。
32	上限300億円とはどのように考えればいいか。	43	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。
33	同一法人が、事業適応計画を２つ作成し、それぞれDX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けた場合、合計で600億円が上限となるのか。	44	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。
34	事業適応計画を共同申請した場合、それぞれの上限が300億円になるのか、当該事業適応計画単位で300億円までになるのか。	45	取得価額に消費税は含まれるか。
35	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	46	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。
36	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。		
37	本税制の対象となる事業者に制限はあるのか。		

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
1	DX投資促進税制の適用を受けるためには何をすればいいか。	DX投資促進税制は、主務大臣の認定を受けた事業適応計画に従って行う取組（情報技術特例基準への適合確認を受けた情報技術事業適応に限る。）に必要な設備投資等を対象とした税制措置です。このため、設備投資を行う前に事業適応計画を作成し、主務大臣の認定等を受ける必要がありますので、認定を受けようとする事業適応計画に係る取組の内容が属する事業分野を所管する省庁まで個別にご相談下さい。
2	DX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けたいが、必要な手続は。	法第21条の28第２項の規定に基づく課税の特例の確認の申請は、事業適応計画の認定申請と併せて行うことが可能です。事業適応計画の認定申請と同様にオンラインで申請可能です。
3	DX投資促進税制の適用を受けるための要件のうち、生産性の向上要件は、事業者全体での達成が必要か。	DX投資促進税制の適用を受けるためには、事業者全体での生産性向上要件の達成目標を設定していただく必要があります。
4	DX投資促進税制の適用を受けるための要件のうち、新需要の開拓要件の「業種売上高伸び率」はどのように算定すればいいか。	事業適応計画の実施期間中におけるその事業適応計画に係る商品・サービスに係る売上高の伸び率と、その事業適応計画開始前５年間におけるその商品・サービスの業種売上高伸び率を比較して算定することとなります。
5	DX投資促進税制の適用を受けるための要件のうち、前向きな取組は全て満たす必要があるのか。	事業適応計画に係る取組の内容が、クラウド技術を活用し、既存データと次の①・②いずれかのデータとを連携し、有効に利活用すること ①グループ内外の事業者・個人の有するデータ ②センサー等を利用して新たに取得するデータ に加え、次の①～③のいずれかに該当し、それぞれの取組の結果として定量的な指標を設定していただく必要があります。なお、経理、財務、人事、総務、法務、情報システム等の管理部門における取組は対象に含みません。 ①新商品、新サービスの生産・提供 ⇒ 投資額に対する新商品等の収益の割合が10倍以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等１単位当たりの製造原価等を8.8%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等１単位当たりの販売費等を8.8%以上削減

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
6	店舗を複数保有しており、一部の店舗ではDX投資を完了済みである。残りの店舗における同様のDX投資は対象になるか。	新たな投資であっても、既存の取組に基づくものは、「前向きな取組」に該当しないため、対象外となります。また、本税制の施行が明らかになる日（2021年3月31日）より前に行った意思決定に基づく投資も対象外です。具体的には、事業適応計画に記載する取組に関する具体的な投資に係る組織的な意思決定が同日より前になされている場合などが該当します。
7	「DX認定」を取得したいが、どうすれば良いか。	情報処理の促進に関する法律に基づく「DX認定」は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が審査事務を行うこととされているため、IPAまでお問合せ下さい。 （問合せ先）https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html
8	親会社がDX認定を取得していれば、申請者である子会社はDX認定を取得していなくても良いか。	申請者である子会社がDX認定を取得する必要があります。
9	会計クラウドサービスを導入するので、DX投資促進税制の適用を受けたい。	DX投資促進税制の適用を受けるためには、新たなソフトウェアを導入することに加え、いくつかの要件を満たす必要があります。特に、「前向きな取組」を実施していただく必要があり、バックオフィス関連のソフトウェア導入と事業適応計画に定める「前向きな取組」の内容との関係性を御説明いたいだく必要があります。
10	税額控除率５％の適用を受けたいが、特別な要件などがあるのか。	本税制措置の税額控除率５％の適用を受けるためには、グループ会社以外の者とのデータ連携を行う取組に該当する旨の主務大臣の確認を受ける必要がありますので、認定を受けようとする事業適応計画に係る取組の内容が属する事業分野を所管する省庁まで個別にご相談下さい。
11	税額控除率５％の適用対象かどうかは、個別の設備毎に判定されるのか。	グループ会社以外の者とのデータ連携を行う取組である旨の主務大臣の確認を受けた事業適応計画の実施に必要な投資に対して税額控除率５％が適用されます。したがって、その確認を受けた事業適応計画に記載された設備全てについて税額控除率５％が適用され、個別の設備毎に控除率が異なることはありません。
12	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	本税制措置の対象となるのは、令和５年（2023年）3月31日までに、取得等をし、事業の用に供した認定事業適応計画に記載した設備です。例えば、2021年度から2025年度までの５年間の計画である場合、2023年度以降に設備投資を行ったとしても、本税制措置の対象となるのは、2021年度～2022年度の2年間に、取得等をし、事業の用に供したものになります。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
13	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	ソフトウェアや機械等の所有権を得たこと、つまりソフトウェアや機械等の購入等をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。
14	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等の購入をした場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
15	ソフトウェア・器具備品・機械装置、繰延資産以外の分類は本税制の対象設備になるか。	本税制の対象設備は、ソフトウェア・器具備品・機械装置、繰延資産に分類されるものになります。そのため、税法上、それ以外の分類（例えば車両運搬具や建物、建物附属設備等）に含まれるものは対象となりません。資産分類の詳細については、社内の経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署まで御確認ください。
16	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、耐用年数省令に基づき判断を行うことになります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署まで御確認ください。
17	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。
18	税制の対象にはソフトウエア構築等に要する人件費は含まれるのか。	ソフトウェアの製作のために要した労務費は対象となる取得価額に含まれます。
19	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
20	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転リース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。 また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外です。
21	どのような設備が対象外になるか。	以下に該当する設備等は対象外になります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）、③以下(※)の事業の用に供するもの、④国内にある事業の用に供しないもの （※）試験研究、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業 なお、②について、単なる貸付けではなく、本税制の適用対象となるソフトウェアを製作して他者に対して使用許諾（使用料を徴収）する場合など、一定の場合には、貸付設備に該当しないこともあります。
22	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	クラウドサービス利用料のように費用計上されるものは対象になりませんが、新たにクラウドサービスを利用する際に発生する初期費用（繰延資産に該当するものに限る。）は、対象となります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署まで御確認ください。
23	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。	本税制の適用を受けるためには、対象となるソフトウェアの取得等をして資産に計上又はクラウドサービスの利用費用を支出（繰延資産に該当するものに限る。）する必要があります。ただし、取得等をする器具備品又は機械装置にソフトウェア機能（データ収集、分析、指示機能等）が組み込まれている場合であれば、ソフトウェアの資産計上が新たになくとも、その器具備品又は機械装置について本税制の適用対象となります。
24	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象になります。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
25	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。	認定事業適応計画に記載のない設備を取得しても、本税制措置の適用を受けることはできません。ただし、認定事業適応計画に記載した投資設備の計画に変更が生じた場合には、認定事業適応計画の変更手続を行い、変更の認定を受けることで、その変更後の認定事業適応計画に記載された設備について本税制措置の適用を受けることができます。この変更の認定要件は、当初の認定要件と同じです。
26	課税の特例の対象となるソフトウェアとは、具体的にどういうものか。	本税制措置の対象となるソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものを言い、システム仕様書その他の書類を含みます。 このため、独立したアプリケーションソフトだけでなく、機械装置や電子計算機（ＰＣ等）に組み込まれているもの（OS、ミドルウェア、アプリケーションソフト等の区分なく一体として機能するものなど）であっても、上記機能を有するものであれば、本税制措置の対象となるソフトウェアに該当します。
27	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	事業適応計画策定時にその計画に係る取組に必要な投資内容を列挙する必要があります。主務官庁は事業適応計画の認定にあたり、対象設備に合致するか、導入予定設備の取得価額の合計額が投資額下限額を上回っているか、などを確認します。
28	投資額下限はあるか。どのように計算すればいいのか。	税制対象投資額（申請者が連結会社※である場合には、共同で申請する連結決算のグループの税制対象投資額の総額）が、本税制の適用を受けようとする申請者（申請者が連結会社の場合は連結決算のグループ）の国内売上高（過去３年間平均値）の0.1%以上である必要があります。
29	共同で事業適応計画の申請を行う場合の下限値はどのように考えればいいのか。	事業適応計画を他者と共同で申請する場合、それぞれの投資額が下限値以上となる必要があります。例えば、Ａ社（下限値100）とＢ社（下限値200）が共同申請する場合、Ａ社は100以上、B社は200以上の投資計画を定めなければならず、合計が300であっても、A社150、B社150の場合は計画の認定を受けることはできません。なお、同一の連結決算グループに属する事業者同士の場合は、本税制措置の対象投資額の総額がその下限値以上となることで要件を満たすこととなります。
30	投資対象設備当たりの下限はあるか。	設備毎の下限値は設定されておりません。

※連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第２条第５号に規定する連結会社をいう。一般的には、連結財務諸表（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つてその企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類）作成にあたって連結の範囲に含まれている会社を指す。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
31	投資実績額が、下限値を下回った場合、どうなるのか。	下限値以上の投資額が記載された事業適応計画が認定され、当該認定事業適応計画に従って投資を行うため、通常下回ることは想定されませんが、事故・天災等の事業者の責に依らない事由により、投資計画が中止・延期された場合は、個別に判断することとなりますので、主務官庁にご相談下さい。なお、虚偽の申請であったことが判明した場合は、認定を取り消すとともに、その事実は公表されます。
32	上限300億円とはどのように考えればいいか。	上限300億円は、計画の認定の要件ではなく、あくまで本税制措置による特例の計算の基礎となる投資額の最大値を表すものです。このため、400億円の投資計画であっても認定を受けることはできますが、本税制措置の適用に当たっては、特別償却限度額又は税額控除限度額は300億円を基礎として計算されます。
33	同一法人が、事業適応計画を２つ作成し、それぞれDX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けた場合、合計で600億円が上限となるのか。	DX投資促進税制は、組織的な意思決定に基づく企業変革を要件とした税制措置であることから、こうした大がかりなプロジェクトを同一法人が、本税制措置の適用期間内に複数回行うことは考えづらいため、同一法人一回まで（グループ通算制度を採用している場合はそのグループで一回まで）課税の特例基準の適合確認を受けることができます。ただし、計画変更に伴う課税の特例基準の適合確認は可能です。
34	事業適応計画を共同申請した場合、それぞれの上限が300億円になるのか、当該事業適応計画単位で300億円までになるのか。	共同申請の場合は、事業者単位で300億円が上限となります。例えば、A社（150億円投資）とB社（200億円投資）の共同申請の場合、投資額の合計値（350億円）を300億円に修正した上で元々の投資額割合（３：４）で按分するなどの補正は行いません。A社（400億円投資）とB社（200億円投資）の場合、A社の本税制措置の適用に当たっては、300億円を基礎として計算されます。
35	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
36	税額控除限度額について、どのように計算すればよいか。	本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税額の20%に相当する額を限度とすることになります。CN投資促進税制の適用を受ける場合は、DX投資促進税制とCN投資促進税制の合計で法人税額の20%が上限となります。
37	本税制措置の対象となる事業者に制限はあるのか。	青色申告書を提出する法人（連結法人も含む）又は個人であって、認定事業適応事業者であるものであれば、業種・資本金規模を問わず対象になり得ます。ただし、課税の特例基準の適合確認は、同一の者につき一回しか受けることができませんので、注意が必要です。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
38	企業グループ内において、システム子会社が親会社や他の子会社の事業活動のために設備取得するが、システム子会社単体では生産性向上目標を達成できる見込みがない。この場合でも、システム子会社の設備投資を基にしたグループ企業の事業計画として申請し、税制適用を受けることは可能か。 なお、システム子会社が取得する設備は、設備取得の時においてグループ外の法人等における事業活動にも活用することを想定したものは含まれていない。	同一企業グループ内において、認定事業適応計画に従って事業を行う法人(A)と、その認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用を行う法人(B)とが異なる場合には、法人（B)が生産性向上目標に関する要件を満たすことが見込めない場合であっても、他の認定要件を満たすときは、認定を受けることが可能です。この場合であっても、法人(B)が税制の適用を受けることができます。
39	機能会社として、子会社がシステムを所有する形を取っているが、この場合、このシステムを利用して事業を実施する他の子会社等が本税制の適用を受ける余地はないのか。	例えば、システムを取得・製作し、資産計上する機能会社が、別子会社(C)にクラウドサービスという形で当該システムを提供し、当該別子会社(C)においてその利用に係る初期費用を繰延資産として処理する場合は、当該繰延資産及びこれとともにその事業の用に供される機械装置・器具備品が税制の適用対象になり得ます。 なお、当該機能会社がNo.38のケースのように税制の適用を受ける場合、その対象となるシステムをクラウドサービスとして利用する別子会社(C)は、同一資産に対して本税制が重複して適用されるものと考えられるため、当該クラウドサービスの利用に係る初期費用（繰延資産）を本税制の対象とすることはできません。
40	一事業者が複数の事業計画を申請し、本税制の適用を受けることは可能か。	本税制に係る課税の特例の確認は、同一法人一回まで（グループ通算制度を採用している場合はそのグループで一回まで）のみ受けることができるため、複数の計画に基づく投資を本税制の対象とすることはできません。
41	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
42	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。

QA（DX投資促進税制）

No	質問	回答
43	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
44	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
45	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
46	事業適応計画に記載する対象資産等の投資予定額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の策定段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階まで至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額策定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。したがって、ここで必要となる対象資産等の投資予定額は、金額が確定しているものに限定されるものではありませんので、投資利益率の分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料とすることで足りるものとしています。